



平成 27 年 11 月 27 日

各 位

東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 2 号日本ビル
会社名 日本スキー場開発株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 鈴木 周平
(コード番号：6040 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 宇津井 高時
電話番号 03-6214-3340

ストック・オプションの募集事項の決定に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第 370 条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員（当社執行役員）に対し、ストック・オプション付与を目的として発行する新株予約権の具体的な内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員（当社執行役員）の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

2. 新株予約権の発行要領

第 1 回新株予約権

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	7 名	(計 165 個)
当社従業員（当社執行役員）	7 名	(計 35 個)
計	14 名	(合計 200 個)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式数は 100 株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを

得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるもの
とします。

(3) 発行する新株予約権の総数

200個

(4) 新株予約権の払込金額

払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額
（以下「行使価額」といいます。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を
乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証
券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1
円未満の端数は切り上げます。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値（取引が成立
しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発
行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式によ
り行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通
株式に係る自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」
を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。上記算式のほか、行使価額の調整を必要
とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年12月5日から平成34年10月31日まで

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監
査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権
者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りで
ない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、
当該新株予約権は、会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができるものとします。ただし、

各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認められない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法287条の規定に基づき消滅するものとします。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(10) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。また、以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

(11) 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する

ものとしてします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定します。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定します。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定します。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(10)に準じて決定します。
- ⑩ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権の割当日

平成27年12月4日

(ご参考)

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成27年9月18日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成27年10月27日 |

以上